

# 令和6年第7回農業委員会議事録

令和6年7月25日

長瀬町農業委員会

## 令和6年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和6年7月25日  
開催年月日 令和6年7月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人  
閉会時刻宣告者 14時27分 事務局長 常木 真人  
会長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	10	松本 高正
2	林 春政	11	野原 重信
3	武井 哲夫	12	島田 暁
4	朽原 仁	13	宮澤 史明
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
7	井上ゆかり		第1区域 堀口 栄一
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	齊藤喜久夫		第3区域 須賀 勤

### ○欠席委員

第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 常木 真人 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件について
- (3) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和6年第7回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは初めに、宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。

大分記録的な暑さが続いております。それに加えて新型コロナウイルスが感染者が増えていて、この間先生に聞きましたらピークはまだ先ですという話ですから、まだ増えるような心配がございます。どうぞ体調には十分気をつけていただきますようお願いいたします。

次に、ふるさと農園ですが、皆さんのご協力で大分手間を取らせて恐縮でございます。去年、武井さんとそれから島田さんには機械を出していただきまして、おかげで暮林夫妻ともちょっとお話しした中で、一部をゴマを植えてみようということになりましたので、今日終了後に、本当に都合のつく方で大丈夫です。小川さんに聞いたら画像撮るだけ。

○事務局 種を植える、それ以外の作業しか。

○会長 無理する必要ございませんので、都合のつく方だけで結構だと思います。ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、今日の議題ご審議よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは早速、議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたし

ます。

ただいまの出席農業委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に推進委員の野口委員より欠席の届出がありましたので、報告させていただきます。

---

#### ◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に1番、常木三郎委員、2番、林春政委員を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

6月27日に埼玉県農業会議の通常総会が開催され、書面にて議決権を行使いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件について

○議長 それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件についてを議題といたします。

農地法第4条、番号1、———氏所有の農地を住宅敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

申請者住所・氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字———、地目は畑、面積は62平米の1筆です。転用の目的は住宅敷地拡張となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は中野上区内、ワイン食堂KANから東に約100メートル

にある場所です。

次に、申請の事由ですが、以前私が進入路として利用していた土地、————は、農地転用の手続がされておらず農地に復元し、新たに私の所有する申請地を進入路として利用するため、農地転用許可申請をする次第です。なお、私が整地をするため新たな資金は不要となりますということです。

次に、資金計画ですが、ご自身で整地をするため、新たに発生する費用はございません。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため第2種農地と判断されません。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、町道本中93号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いいたします。

1番、常木三郎委員の説明をお願いします。

○1番常木三郎委員 7月19日に、事務局の小川さんと推進委員の坂上さんと現地調査に行ってきました。

場所については、中野上区内のワイン食堂KANから東に約100メートルのところですが、下水処理場のほうを曲がっていったところですが。

現地ですが、今まで利用していた車両進入路を農地に復元し、復元した農地を国庫に帰属するというので、車両の進入路がなくなるのでその確保のために提供するということです。

面積も大したことないですし、畑にして置いといてもちょっとしょうがないようなところでしたので、転用やむなしかないということです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 常木三郎委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 先ほど来説明のあるとおり、事務局、小川さん、常木さんと19日ですか、現地を確認してまいりました。

中身的には、自分の持分の土地だけであって、だれも間に入っているわけじゃありませんので、宅地内の自分の土地のを申請し直すというところがございます。手続に問題はないと

思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 坂上健司委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○須賀 勤委員 199番地が宅地になっていると思うんですけども、これ道路側か。198-1の道幅は4メートル。

○事務局 4メートルは……町道認定されている……4メートルはあります。あると思います。

○須賀 勤委員 わざわざこっち側使って、農地申請使って狭い道でまたというと。

○事務局 常木委員のほうから説明あったんですけども、少し補足なんですけれども、こちらの新たに進入路を確保ということに関しては、———番がもともと大きく宅地利用していた形だったんですね。その中で、国庫帰属制度という国にお金を払って国へ返還するという制度を活用して、その農地をご自身が持っている畑やその他もろもろの整理をされている。その中で国庫帰属したことによって進入路がなくなって今回転用するという事で、目的は自身の財産の整理を今しているということです。

○9番齊藤喜久夫委員 それって税金の関係でそっちで払うということ。

○事務局 国に管理料を払って国に返すという制度なんですよね。なので、お金を払った上で自分の財産を失うような。なので、基本的にはあまり利用者がいないかなという。なかなか利用者が現れないかなという国のほうの……

○9番齊藤喜久夫委員 自分のお金を払って国にやってもらって返す。

○事務局 そうです。

令和5年の4月に始まったんですけども、ほぼほぼ利用者いなかったんですよ。よほどお金に余裕があって、どうしても手放したい。

○9番齊藤喜久夫委員 金がなくて土地で物納。

○事務局 というわけではないんです。お金を払った上で。

○9番齊藤喜久夫委員 奇特な人がいたんだ。

○事務局 今回の土地に関しては、額までははっきりしないところあるんですけども、うん百万ということは伺ってはいます。なので、本当にお金に余裕があってどうしても財産を手放したい方の制度。

○9番齊藤喜久夫委員 相続とかはその人は困っていないということなんですか。

○事務局 相続関係で、相続人の意向で整理をしていっているということ。

- 9番齊藤喜久夫委員 受け取りたくない。
- 事務局 要はそういうことだと思うんですね。外に出ていたりして。
- 事務局 ここは畑にしていたんですか。
- 1番常木三郎委員 ここはしていない。
- 事務局 ここは庭なの。
- 1番常木三郎委員 ここは宅地。前のこの2枚が畑。家のすぐ前なんで、人に売りにたくないんじゃないですか。多分。
- 事務局 それもあると思います。
- 1番常木三郎委員 だから、国に渡しちゃえば国のほうで管理してくれるだろうという、多分そんな感じだと思います。
- 事務局 国も売らないんですかね。売りはしないか。
- 事務局 可能性はあると思います。
- 事務局 欲しい人がいたら売っちゃいそうな気が。
- 1番常木三郎委員 多分、年寄りはお金のほうが。でも金もらっている以上、何年かはできないんじゃないですか、分からないけれども。
- 事務局 それはあると思います。
- 事務局 じゃ、管理料ということですか。
- 議長 制度的にできるのであれば、それはそれでしょうがない。
- 10番松本高正委員 ちょっといいですか。
- ちょっと余分なことかもしれないですけども、ここに電柱立っているじゃないですか。電柱というか支柱が立っているところ。それ国のものになるのか。
- 事務局 これは三角の場所じゃない。
- 10番松本高正委員 違う。その三角の場所を今変更しようとしているわけでしょう。
- 事務局 そうです。電柱はこの区画外。少し見た目上と公図で少しずれはあるかと思うんですけども、今回の転用には入っていない。
- 10番松本高正委員 入っていないんだ。普通横にあるんでな、電柱は。
- 事務局 入っていないんですよ。
- 事務局 この辺にあるということですか。
- 事務局 配置図見ていただくと、この出入口ってちょっと小さい文字なんですけれども、その右側に草が2個あると思うんですけども、その一番右側の右に電柱がある。

○10番松本高正委員 この緑のハイツの隣にある。

○事務局 そう、そうなんです。

○10番松本高正委員 こっちの——のほうに入っているのか。

○事務局 ——に入っている。ちょっとつぶれちゃっていて。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第4条、番号2、——氏所有の農地を住宅敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号2についてご説明いたします。

申請者住所・氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、地目は畑、面積は222平米の1筆です。転用の目的は住宅敷地拡張となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は大木小路区内、長瀬花の里から堀を挟んで東に約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、子供の住宅建設に際し、昭和45年以前より宅地として使用していた当該地が農地が判明したので、現状の農地法違反状態を是正したいためということです。

次に、資金計画ですが、新たに発生する費用はございません。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地として第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、町道長瀬40号線に接している農地です。



以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いいたします。

○4番朽原 仁委員 4番、朽原です。

7月19日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所は、事務局より説明のあったとおりです。登山神社沿いにある花の里から約東、南よ  
りか、150メートルぐらいのところにあります。

現地の状況ですが、今まで僅かに住宅兼小屋として使用していましたが、このたび違反と  
いう言葉がかかったので、要するに農地転用していないので是正するための申請です。

簡単ですが以上です。よろしくをお願いします。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

先日、7月19日に農業委員の朽原さん、事務局の小川さん、それと申請人の——さん立会  
いの下、現地を確認いたしました。

母屋の敷地の西隣のところ、もう既に建物が建てられまして50年以上たっているもので、  
大分老朽化はしておるんですけども、もうやむを得ないかなという感じでございます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に関して質疑を行います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ござ  
いませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件について

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件についてを議題といたします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———が  
駐車場兼看板へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

譲受人住所・氏名、———さん。

譲渡人住所・氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は72平米の1筆です。転用の目的は駐車場兼倉庫となります。権利の内容は賃借権の設定となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、上長瀬区内、株式会社コアから西側約50メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在借用中の駐車場について、貸主が他の用途で使用する事となり代替地として利用するため、新たに従業員用の駐車場6台分の駐車場として使用並びにポスターやパネルの保管庫としてコンテナを利用するという事です。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、———となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、町道長瀬81号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○12番島田 暁委員 7月19日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行っ

てきました。

場所は、月の石もみじ公園西側の株式会社コアの西側50メートルぐらいのところにあります。

現地が、奥行きが5メートルぐらいで横に長い土地になりまして、写真見てもらうと、左の写真で奥にあるのが小さなコンテナになっているんですね。そのこちら側が6台ぐらい停められるスペースになります。現状は写真のとおり雑草に覆われておりまして、もう畑としての街区としては難しい状態ではないかと思えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 同じく7月19日に農業委員の島田さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

先ほど話があったように、コアの西側にありまして、ちょうど道端で道に沿った形でこの場所がございます。日当たり良好な場所でちょっと狭いんですけども、特に近隣の影響はなしということでございます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 細かいことなんですけれども、いいですか。

この959のところの公図の上に、1、2、3、4、5というのは車の駐車の台数を表しているのかなと思うんですけども、説明の中では6台と言われたんですけども。

○事務局 こちら、申請者の記載ミス並びに私の確認漏れです。

○9番齊藤喜久夫委員 コンテナのところを入れたら。

○事務局 そうということですね。感覚的には6台分です。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいでしょうか。

質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———  
——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

譲受人住所・氏名、———  
———さん、譲渡人住所・氏名、———  
———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上大字———、地目は畑、面積は500平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は所有権移転となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、根岸区内、長瀬町保健センターから北西約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、以前より長瀬町への移住を計画し、この周辺で土地を探していたところ申請地の存在を知りました。転用後は自己用住宅を建築し、現在の居住するマンションから移住したいと考え申請に至っておりますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、———と  
なります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅、役場から300メートル以内にある農地として第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中34号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いいたします。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○ 8 番山口俊司委員 8 番、山口です。

7 月 19 日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんの 3 人で現地を見に行ってきました。

保健センターの西側の入り口から大体 10 メートルぐらいの北側に行ったところなんですけれども、別にあそこら辺は広々としていて、ニュージーランドの人らしいけれども、その人の性格まで分からないけれども、いい人が来てもらえれば結構なことなんで、ぜひお願いします。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

7 月 19 日、農業委員の山口さん、それから事務局の小川さんと現地確認を行いました。

時節柄、場所は非常に草が多く、大体 1.5 メートルぐらいのカヤが生えていました。なかなかちょっと大変かなと思うところがございますが、非常に静かな場所で日当たりのよい場所で、近隣への影響等ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

よろしいですか。

——さんがいい人ならいいと。

それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第 5 条、番号 3、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条、番号 3 について説明いたします。

こちらの議案は、議案第 1 号、番号 2 と同様の隣接する地番での案件となりますので、よろしく願いいたします。

譲受人住所・氏名、—————さん、譲渡人住所・氏名、——  
—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—————、地目は畑、面積は435  
平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。権利の内容は使用貸借権の設定とな  
ります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、大木小路  
区内、長瀬花の里から東に先ほどと同じ約150メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、現在長瀬町内の妻の実家にて、妻、子供2人の4人で同居の生  
活をしております。手狭でまたいつまでも同居住まいでは不都合のため、義母の土地を譲り  
受けて自己用住宅を建築するためということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、—————

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地のため第2種農地と判断されま  
す。

次に、その他、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、町道長瀬40号線に接し  
ている農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いします。

○4番朽原 仁委員 4番、朽原です。

7月19日、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行っていました。

場所は、事務局の説明があったとおりですが、花の里から東へ 150メートルのどこ  
ろにあります。

先ほど、議案で説明のあった——さんの周りの畑です。現地の状況ですが、少し草も伸び  
ていましたが、作物を作って、——さんの奥さんが同席したんですけども、1人でいろい  
ろ手入れをしているようでした。

あと、西側には栗の木が2本あり、1本はちょっと家を造るときには1本は確実に伐採し  
なければならないとのこと。また北側には住宅地があり、その関係だかどうだか分かり  
ませんが。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

先ほどの続きみたいになりますけれども、7月19日に農業委員の朽原さん、それから事務局の小川さんとあと譲渡人の——さん、現地確認を行いました。

譲渡人の——さんちの裏側に新設するということなのですが、1126番地、そのところがちょっと段差になっていて低い土地になっています。——さんちでうちを建てることによって日影になるといろいろ支障が出てくるということで、近隣に配慮しまして、新築が平家建てにするというようなことを伺っております。裏も広い場所でありまして問題はなかろうという感じで拝見しました。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

次に、農地法第5条、番号4、——氏所有の農地を——氏が看板設置及び駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

譲受人住所・氏名、——さん。譲渡人住所・氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、——、地目はともに田、面積は5.91平米、66平米の2筆です。転用の目的は——となります。権

利の内容は所有権移転となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、五区内、ウエルシア薬局長瀬店から北東約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、令和2年に自動三輪車のレンタルの店舗を大字長瀬地内にて開店しました。タイでタクシーとして普及している乗り物、トゥクトゥクのレンタル事業です。ご予約いただいたお客様にご来店いただく際、利用後の返却時の目印として、また国道を通行している観光客へのPRとして看板を設置します。国道に面しているため、最適地だと考えております。また、現在もお客様に貸し出す際に、店舗敷地で練習をしていただいておりますが、昨年他社の事故報道を受け、事故予防対策を講じることにいたしました。公道に出る前に練習場を設け、これまで以上に練習をしていただきます。321番1の一部を練習場としますが、そのために駐車できなくなった自動車の駐車場として320番1と313番1に停車いたします。申請地は店舗から近く321番1の隣接地のため、こちらも最適な場所だと判断いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、土地利用計画図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、\_\_\_\_\_となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から500メートル以内にある農地として第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬100号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いします。

○4番朽原 仁委員 4番、朽原です。

7月19日、事務局の小川さん、推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。

場所は事務局から説明があったとおりです。ウエルシアから北へ100メートルぐらいのところにトゥクトゥクというレンタルで商売しているところがあります。そこは140号線のそばです。そのすぐ近くに信号機があります。信号機を東側に線路上に入ったすぐのところが申請の畑です。

現地の状況ですが、地番314は国道のすぐ隣のところにあり、ちょっと草が伸びておりま



した。そこが目印としてトゥクトゥクを分かるようにということで、目印として看板を立てて、車を1台ぐらい置けるように利用するそうです。その先に320-1番があるんですが、その隣に練習場がありまして、これは公道に出るために最初にちょっと練習するという場所になります。その隣は320-1で、ここは従業員の駐車場にして利用するそうです。この区画を畑として利用するのは無理かなと思いますので、転用致し方ないかなと思います。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員の堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

7月19日、農業委員の朽原さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

2か所ありまして、1か所はトゥクトゥクの練習場所として鉄道の間、もう1か所は信号機の脇です。どちらも草に覆われていまして面積的にはそんなに広いところではないと感じております。近隣に家もないので特に問題はないと思われま。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○9番齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか。

事務所というのは何番にありますか。

○事務局 事務所が——かな。

○9番齊藤喜久夫委員 140号のところ。

○事務局 140号がこの——とこの辺りが140号。

○9番齊藤喜久夫委員 ——のところは国道ね。

○事務局 ——のほうは下がって線路沿いに入っていく道。車1台通れますね。ここの赤道と水路が公図上残っているんですけども、実際は現状ないような、公図上残ってしまっているだけ。

○9番齊藤喜久夫委員 練習としてできるものなの。

○事務局 練習として使っているのがこの——、そこで駐車できなくなったため奥にということ。

○堀口栄一委員 前はここの場所は駐車場として申請かかった場所じゃないですか。

○事務局 そうですね。そこで……

○事務局 それが練習場になったから。

○事務局 そう、練習場になり停める場所、いろいろ拡大していつている感じ、駐車場で使っていたところ……

○議長 別に書かなくてもいいですね。

○事務局 そうですね、すごく丁寧に書いてもらっちゃったんですけども。

○9番齊藤喜久夫委員 書いたから混乱しちゃった。だから駐車場が必要だというような、私としては。

○須賀 勤委員 住所飛んでいますよね。これ1つの申請にしていいの。地続きなら1つの申請なんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○事務局 所有者が同じなので、同時でいいということを受けています。

○須賀 勤委員 そうなんですか。普通だったら譲り渡すほうも譲受人もあれなんだけれども、普通、地番が離れているというのは、場所が離れると別に1つ作れそうなもので、ちょっと参考までに。ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次、その他でございますが、8月の委員会日程でございます。8月の委員会は26日月曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、8月26日月曜日、午後1時30分からといたします。

事務局からほかに何かございませんか。

○事務局 先月の農地転用許可状況ですが、5条申請3件のうち1件は7月17日で許可となりました。ほかの2件につきましては県の審査過程で保留とはなっておりますが、許可見込みとなっております。

○議長 事務局から、ほか大丈夫ですか。

○事務局 これ終わった後、農園の話を。

○議長 それでは、以上、本日予定した議題は終了いたしましたので、これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時27分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和6年7月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 常 木 三 郎

署名委員 林 春 政